

発議第2号

水道事業の指定管理についての要望

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成18年2月2日提出

提出者 高山市議会議員 木本新一

賛成者 高山市議会議員 長田安雄
住吉人
伊 嶋 明 博
小井戸 真人
中 田 清 介
藤 江 久 子
橋 本 正 彦
水 門 義 昭
石 原 孫 宏
桑 原 紘 幸
松 葉 晴 彦
佐 竹 稔

水道事業の指定管理についての要望

広大な面積を誇る高山市が、運用する水道施設の指定管理について、指定管理者制度に関する特別委員会の審議を重ね、全国の自治体に先駆けて本日ここに可決決定された。

水道事業の使命は9万6千人余の市民と、高山市を訪れる年間約460万人の観光客の命の水として、安全で安心な水道水を安定的に供給することが重要である。

今後も高山市が日本一安全でおいしい水づくりに努めるとともに、地域の特性を踏まえ自然・社会・事業環境が変化することがあっても「市と指定管理者が連携して安全で安心できる水道水の安定供給体制の確立」を達成する為、下記の事項について要望する。

記

1. 市は水道事業者の責任と役割を認識し、市民の信頼を得る上からも危機管理を含めた維持管理体制及び水質検査などチェック体制については、将来ともに充実強化されたい。
2. 市は水道事業者としての豊富な経験を活かし、指定管理者との連携を密にして、理想とする事業運営の確立をめざし、さらに努力されたい。

以上決議する。

平成18年2月2日

高山市議会